

# 令和5年度 志木地区衛生組合職員採用試験受験案内

受験申込期間 令和5年11月1日（水）から11月15日（水）まで

第1次試験日 令和5年12月3日（日）

## 1 募集職種・採用予定人数・受験資格

- ・ 職 種 技術職（機械・電気）又は一般事務職
- ・ 人 数 若干名
- ・ 受験資格

次の要件を満たす人

必 須：①昭和63年4月2日以降に生まれた人

②学校教育法による高等学校以上の学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの人

③普通自動車運転免許を有する人又は採用後1年以内に取得見込みの人（AT限定可）

技術職：機械又は電気に関する専門課程を卒業（見込み）の人

技術職（社会人経験者対象）：機械又は電気に関する職務経験が3年以上ある人（注1）

（注1）令和5年10月31日時点で同一の民間企業等の従業員として就業していた期間が3年以上ある人

次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本国籍を有しない人

② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 志木地区衛生組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 試験の日時・会場・合否の通知等

- ・ 第1次試験日 令和5年12月3日（日）

試験会場 志木地区衛生組合（富士見環境センター：富士見市大字勝瀬480番地）

- ・ 受付時間等

受付時間	受付場所	結果の通知
午前8時40分～午前9時10分	志木地区衛生組合 （富士見環境センター内）	12月下旬 組合ホームページに掲載し、 合格者には郵送でも通知し ます。

※ 試験当日は、受験票及び筆記用具（HBの鉛筆、シャープペンシル、消しゴム）、昼食を持参してください。

※ 第2次試験は令和6年1月中旬に実施し、結果を1月下旬～2月上旬に受験者へ通知します。

### 3 試験方法・内容（技術職、一般事務職共通）

試験区分	試験科目	内容（出題分野等）	
書類選考		令和5年11月下旬に結果を通知します。	
第1次	職種共通	教養試験（120分）	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断、数的推理及び資料解釈に関する筆記試験（高等学校卒業程度）
		事務適性検査（10分）	事務職員としての適性をみる検査
		適性検査（20分）	公務員としての適性をみる検査
		論文試験（90分）	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力等について、記述式による筆記試験
第2次	面接試験	人物について、個別面接による試験	

### 4 受験申込方法（技術職、一般事務職共通）

受付期間	令和5年11月1日（水）～11月15日（水）（土・日、祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時の間に受験者本人が持参してください。
提出場所	志木地区衛生組合（富士見環境センター内） 住所：富士見市大字勝瀬480番地
提出書類（各1部）	① 志木地区衛生組合職員採用試験申込書 ② 志木地区衛生組合職員採用試験受験票
その他	① 書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。 ② 申込書及び受験票に記載された個人情報、適正に管理し、本試験のみに使用します。 ③ 提出された書類は、返却いたしません。

### 5 採用の方法

- (1) 最終合格者（第2次合格者）には、最終学歴の卒業（見込）証明書、履修証明（又は成績証明）、勤務証明書（職歴のある人）等を提出していただきます。
- (2) 最終合格者は、成績順に任用（採用）候補者名簿に登載されます。
- (3) 採用の時期は、令和6年4月1日となります。
- (4) 次の事項に該当する場合は、任用（採用）候補者名簿から削除されます。
  - ① 任用に関し任命権者からの照会に応答しない場合
  - ② 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり又はこれを堪えられないことが明らかとなった場合
  - ③ 当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
  - ④ 試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
  - ⑤ 当該試験の申込み又は試験において虚偽若しくは不正の行為をしたことが明らかとなった場合
  - ⑥ 卒業見込者が卒業できなかった場合

## 6 給 与

令和5年4月1日現在の初任給は、次のとおりです（地域手当を含む）。

大 学 卒	210,870円
短 大 卒	192,830円
高 校 卒	180,510円

- ※ ほかに扶養手当、通勤手当、住居手当及び期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。
- ※ 卒業後に一定の経歴があった場合、組合規則に定める基準により金額が加算されます。
- ※ 昇給は、原則として毎年1回行われます。
- ※ 採用前に給与改定があった場合は、それによります。

## 7 勤務時間及び休暇

- (1) 勤務時間：原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- (2) 休 日 等：週休日（土・日曜日）及び祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 休 暇：年20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・忌引き・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。その他、育児休業等の制度もあります。

## 8 研 修

職員の資質向上を図るため、新規採用職員研修、勤務年数に応じた研修、国、県等の研修所への派遣研修などを実施しています。

## 9 福利厚生

埼玉県市町村職員共済組合による各種共済制度があります。

## 10 その他

採用試験について不明な点は、総務課へ  
問合わせください。

電 話 049-254-1125

FAX 049-254-5722

ホームページアドレス

<http://www.sikitiku.jp/>

## 11 案内図

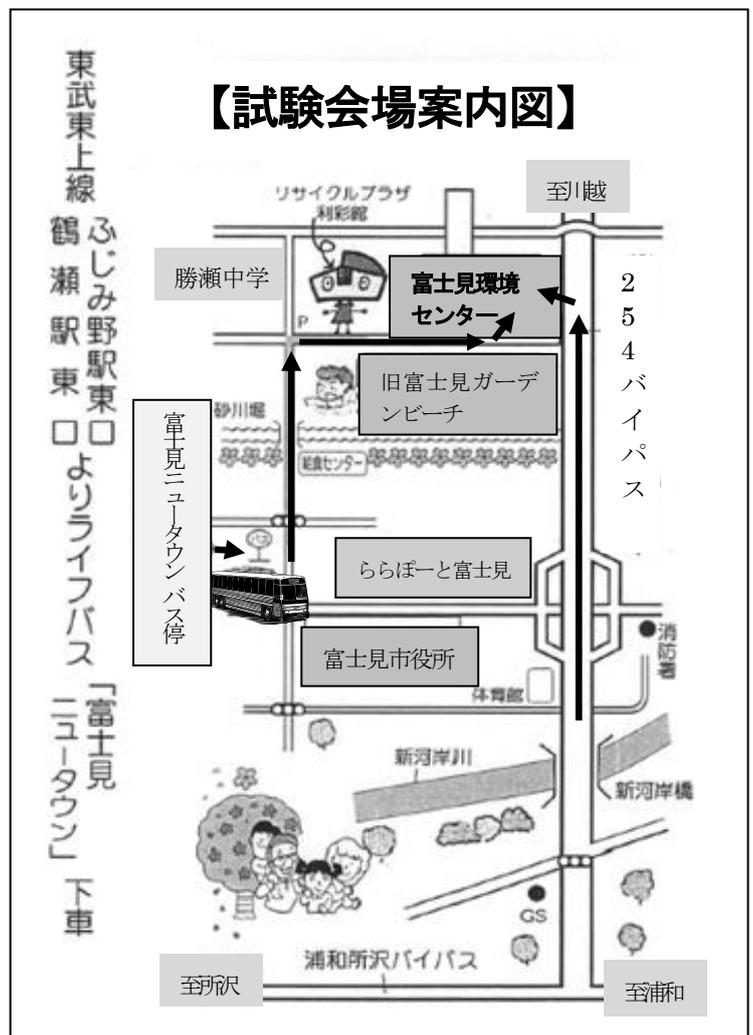
### ○電車でお越しの方

東武東上線ふじみ野駅東口又は鶴瀬駅東口からライフバスをご利用いただき、「富士見ニュータウン」で降りてください。そこから徒歩5分くらいです。

※時刻表を事前にご確認ください。

### ○車でお越しの方

254バイパスを川越方面に向かい、富士見市役所付近を通過後、進入通路から富士見環境センターに入り、駐車スペースに停めてください。



※この案内図は略図ですので、事前に試験会場の位置をご確認ください。



# 求む！やる気のあるあなた！



令和3年度入職  
一般事務職

## 『先輩職員からのメッセージ』

志木地区衛生組合は、志木市、新座市、富士見市の三市の家庭や店舗から出るごみを共同処理するために設立された特別地方公共団体で、身分は地方公務員です。

現在の担当業務は、粗大ごみ・ビン処理施設の修繕計画や、国からの調査への回答、小学生の社会科見学等の施設見学の対応などです。

この仕事の魅力は、ごみ処理という住民の皆様のご生活にとって欠かすことが出来ない仕事を通じて、幅広い業務の中で多くのことを学ぶことができます。

現在、志木地区衛生組合では、ごみ焼却施設の老朽化対策が大きな課題となっています。ごみ処理は、止めることが出来ないライフラインです。住民の皆様が安心して暮らしていくために働くことができます、やる気のあるあなたを待っています！



富士見環境センター



リサイクルプラザ「利彩館」



新座環境センター西工場・東工場



『ともに勤労し、末永く意欲をもって働き続けるあなたを職員一同待っています！！』

富士見環境センターには、焼却炉が2基、リサイクルプラザ「利彩館」、粗大ごみ・ビン処理施設があります。また、新座環境センターにも焼却炉が2基あります。

それぞれの施設では、委託事業者がごみ処理業務を行っており、志木地区衛生組合の職員（構成市からの派遣職員を含めて11人）は、委託事業者や組合の構成市である志木市、新座市、富士見市と連携を図りながら、それらの施設においてごみを安定して処理できるよう業務に取り組んでいます。